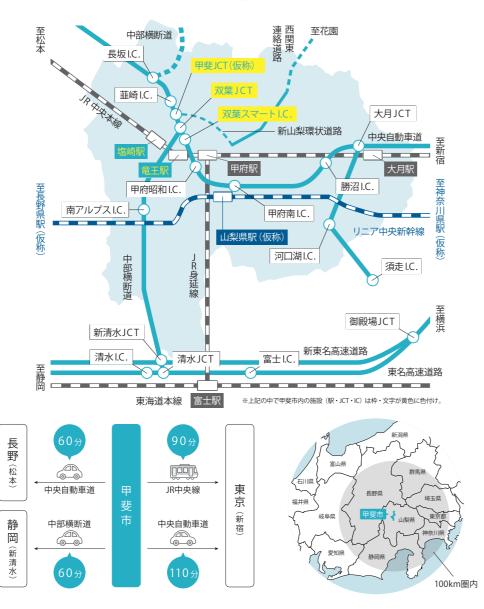


多方面へのアクセス良好。

JR 中央線の竜王駅と塩崎駅や、中央自動車道と中部横断自動車道が接続する 双葉スマートインターチェンジがあり、首都圏や中部圏との交流を生んでいます。



お問い合せ先 甲斐市役所 環境産業部 産業創造課 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 TEL 055-278-1708 E-mail sangyousouzou@city.kai.yamanashi.jp



緑と活力あふれる生活快適都市





甲斐市の魅力

Attractive

暮らしやすいから人が集まる。

甲斐市は、山梨県中央の甲府盆地に位置し、北西部を流れる釜無川の左岸に広がる地域です。 南部は住宅地と農地が混在する平坦な市街地、

> 北部は豊かな森林資源や自然景観を有する中山間地域が広がり、 交通環境や地理、良好な景観に恵まれています。 近年は住宅地として発展し、若い世代が多く集まる活力ある都市です。

口 住民登録人口 76,512人(R5.9月末現在、県内第2位) 国勢調査 74,386人(H27) → 75,313人(R2) 34,786世帯(R5.9月末現在)

甲斐市は人口が 増加し続けている 市です

- 積 71.95km²
- 年平均気温15.7℃(R4、甲府地方気象台)※16.4℃(R4、東京)
- 年間降水量 1,019.5mm(R4、甲府地方気象台)※1,615.5mm(R4、東京)
- 日 照 時 間 2,298.1h(R4、甲府地方気象台)※2,028.9h(R4、東京)
- 労働力人口 38,006人(R2国勢調査)

● 甲斐市の住環境

病院	診療所	公園	図書館	保育園	小学校	中学校	高校
4	91	24	3	29	11	5	2

(R5.10月現在)

医療機関や大型公園も充実し、日々の暮らしと 自然が調和した「ほどよい田舎」です。 働き手も見つかりやすく安心・快適に暮らせます。





甲斐市の観光

景勝地や名山が広がり、自然を利用したアクティビティが可能。 農産物を活用した体験や、武田信玄ゆかりの地を巡ることができます。







信玄堤

御嶽昇仙峡

- 見どころ ●「日本遺産認定」御嶽昇仙峡 ●武田信玄の治水施設 信玄堤
 - ●「登録有形文化財」山縣神社 ●矢木羽湖 ●敷島梅の里 ●岩森の花畑 ●棚田



甲斐市への移住

その他、甲斐市の魅力につい てはこちらからもご覧いた だけます。



市のウェブサイトで各種ハ ザードマップをご確認いた だけます。

甲斐市のハザードマップ



詳細はこちら



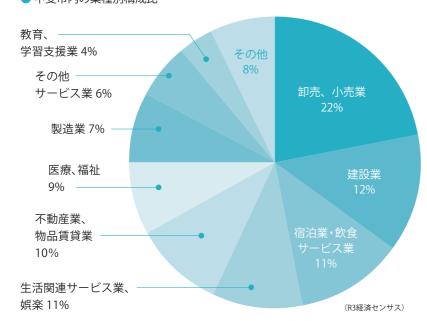
甲斐市の産業

Industr

高い利便性や快適な住環境を生かし、市民生活に密着した産業が発展しています。

☑ 甲斐市の事業所について

甲斐市内の業種別構成比



職員から一言

人口増加の

強みや利便性の高さにより、

豊富な人材が

期待できます。



甲斐市内の業種別事業所数及び従業員数

産業分類	事業所数	従業員数	産業分類	事業所数	従業員数	産業分類	事業所数	従業員数
卸売業、小売業	623	5,888	不動産業、物品賃貸業	278	648	教育、学習支援業	117	590
建設業	332	1,826	医療、福祉	263	3,385	その他	230	2,512
宿泊業・飲食サービス業	302	2,114	製造業	208	2,562	合計	2,819	22,107
生活関連サービス業、娯楽業	301	1,421	その他サービス業	164	1,161		(R3#	

☑ 甲斐市の産業構造の概要

● 商業 (卸売・小売)

- IBDR (24-76 3 76)							
	卸売業	小売業					
事業所数	121	436					
従業員数	931	4,220					
年間商品販売額	44,448 百万円	92,292百万円					
(R3経済センサス)							

● 工業 (製造業、従業員4人以上の事業所)

一 二八 (数差米()を未来 ()(以上・) 手米(/))						
	製造業					
事業所	84					
従業者数	2,215					
製造品出荷額等	42,045 百万円					
	(R3経済センサス)					

●農業

農家数 販売農家戸数 380 自給的農家戸数 766 農業法人 15 (2020農業センサス)



甲斐市の支援制度

Support System

企業立地支援制度

市内に事業所等を新設する事業者に対し奨励金を交付します。

● 立地奨励金 最初に固定資産税が課税される年度から3年度を限度とし、 各年度に納付された固定資産税に相当する額を交付します。

● 雇用奨励金 操業開始日前後3か月の間に3人以上の市民を常時雇用し、

12か月以上継続して雇用した場合、1人あたり20万円(限度額200万円)を交付します。

業立地のご案

4

※交付は1回のみ

●条件・新設する事業所等の敷地面積が1,000㎡以上

・新設する事業所等の延床面積が500㎡以上

・新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員数が5人以上

・納期限の到来した市税等を完納していること

・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画による事業でないこと

対象業種 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術・開発研究機関等

地域経済牽引事業に係る固定資産税の課税免除

企業が工場等の新設・増設や設備投資を行う場合に、

取得する固定資産のうち、家屋・構築物・土地に係る固定資産税の課税を3年間免除します。

対象事業者 地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、 山梨県知事の承認を得た事業者

対象資産・家屋(事務所等に係るものを除く。)

・土地(取得後1年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手した土地に限る。)

・償却資産のうち構築物

※ 山梨県知事の承認を受けた地域経済牽引事業の用に供する資産であること

● 課税免除を 資産を取得した翌年の1月31日までに、必要書類を添えて申請書を提出してください。 受けるため 次年度以降も同様の手続きが必要です。

の手続き ※ 申請時期については他にも要件が定められているのでご相談ください。

● その他 この課税免除制度は、「甲斐市企業立地支援制度」と重複して受けることはできません。

6

甲斐市の支援制度

産業立地事業費助成金

次の助成要件を満たす立地事業者に、助成金を交付します。助成を受けるためには、操業の開始前までに「事業認定申請書」を提出し、事業認定を受ける必要があります。 対象業種、加算値の対象事業として認定されるためには、満たさなければならない要件があるので、詳細についてはお問い合わせください。

	製造業・	物流業等	本社機能移転等	情報通信業等	オフィス設置事業	上質な宿泊施設の立地事業	
助成対象	製造業物流業データセンター 試験研究所 その他本市経済の活性化に資するもの		業種の制限なし	情報サービス業 インターネット付随サービス業 デジタル形式のものを制作する事業	業種の制限なし	宿泊業	
対象要件	次の条件をすべて満たすもの ① 新たに市内に土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等を設置し操業すること(土地の取得又は借地権の設定の日から3年を超えて当該土地の上に工場等を設置する場合は、自社所有地立地事業となる) ② 投下固定資産額が3億円以上であること ③ 操業開始後1年以内に常時雇用労働者が10人以上(データセンターは5人以上)増加し、うち3割以上が市内雇用者であること ④ 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて市長の認定を受けたものであること ※ 下表の製造業等の加算要件に該当する場合は、加算値を加える。		次の条件をすべて満たすもの ① 県から地域再生法に規定する「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けていること ② 市内に土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業すること(土地の取得又は借地権の設定の日から3年を超えて当該土地の上にオフィス等を設置する場合は、自社所有地立地事業となる) ③ 投下固定資産額が1億円以上であること(賃借の場合は除く) ④ 操業開始後1年以内に常時雇用労働者が10人以上増加し、うち3割以上が市内雇用者であること ⑤ 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて市長の認定を受けたものであること	次の条件をすべて満たすもの ① 新たに市内に情報通信産業等の用に供する事業所を設置し、操業すること ② 操業開始後1年以内に常時雇用労働者が5人以上増加し、うち3割以上が市内雇用者であること ② 操業開始後1年以内に県外からの常時雇用労働者が5人以上増加し、かつ、増加する県外からの全ての労働者が県内に住所を有し、うち3割以上が市内に住所を有し、うち3割以上が市内に住所を有すること		次の条件をすべて満たすもの ① 新たに市内に宿泊業(日本標準産業分類に掲げる宿泊業のうち旅館、ホテル又はリゾートクラブに分類されるもの)の用に供する施設を設置し、操業すること ② 投下固定資産額が100億円以上であること(ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が100億円以上であること) ③ 操業開始後1年以内に常時雇用労働者が30人以上増加し、うち3割以上が市内雇用者であること ④ 一客室あたりの最低床面積が40㎡以上 ⑤ 山梨県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けていること	
助成率	 (1) 新たに土地等を取得し工場等を設置する場合 →投下固定資産額の0.8%(水素製造設備等取得費については1.8%) (2) 自社所有地に工場等を設置する場合 →投下固定資産額の0.4%(水素製造設備等取得費については1.4%) (3) 空き工場を取得し操業する場合 →投下固定資産額のうち空き工場取得費については0.4%、機械・設備費は0.8%、水素製造設備等取得費は1.8% (4) 試験研究所、その他 →投下固定資産額の0.4%(水素製造設備等取得費については1.4%) ※投下固定資産額が200億円超の場合、超えた分については0.4%(下表の加算なし) 		(1) 新たに土地等を取得する場合 → 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費については 2%) (2) 自社所有地の場合 → 投下固定資産額の0.5%(水素製造設備等取得費については 1.5%) (3) 建物等の賃借の場合 → 建物等の賃借料の10%の額(操業開始から3年間に限る)	(1) 建物又は設備機器を取得する場合 → 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費については2%) (2) 建物又は設備機器を賃借する場合 → 賃借料及び通信回線使用料の合計の10%の額(操業開始から3年間に限る) ※ (1)・(2)の助成区分のいずれにも該当する場合は、双方の額を合算する	(1) 建物又は設備機器を取得する場合 → 投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費については2%) (2) 建物又は設備機器を賃借する場合 → 賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用の合計の10%の額(操業開始から3年に限る。改修費用は初年度のみ) ※ (1)・(2)の助成区分のいずれにも該当する場合は、双方の額を合算する	投下固定資産額の1%(水素製造設備等取得費については2%)ただし、投下固定資産額が200億円超の場合、超えた分については0.4%	
	市内に初めて工場を設置する場合	左記以外の場合	(;) 並たに土地竿もm/2 オス坦ム	(; \] 迪州·拉什·拉拉·撒·里克·斯·伊士· 又 担众	(;) 連続立けむ 佐藤聖太阳伊オス 恒本	(;) 机工用中姿产缩长200倍用以工办担本	
限度額	(i)投下固定資産額200億円以下 → 1.5億円(ただし、高度先端分野 又は成長分野の場合は3億円) (ii)投下固定資産額200億円超 → 10億円	(i)投下固定資産額200億円以下 → 6,000万円(ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は1.5億円、上記分野以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円) (ii)投下固定資産額200億円超 → 10億円	 (i) 新たに土地等を取得する場合 ⇒ 2,000万円 (ii) 自社所有地の場合 ⇒ 2,000万円 (iii) 建物等の賃借の場合 ⇒ 年200万円×3年間 	(i)建物又は設備機器を取得する場合⇒ 2,000万円(ii)建物又は設備機器を賃借する場合⇒ 年200万円×3年間	(i)建物又は設備機器を取得する場合⇒300万円(ii)建物又は設備機器を賃借する場合⇒年100万円×3年間	(i) 投下固定資産額が200億円以下の場合→ 1億円(ii) 投下固定資産額が200億円超の場合→ 10億円	

▼								
	Α	高度先端分野の立地事業		+1.0%	В	航空·宇宙·防衛関連産	. W	+1.5%
			医療機器関連産業	+1.5%	D	则上"于田"则用闵建 <u>住</u> 未		
	В	成長分野	水素•燃料電池関連産業	+1.5%	C	県外からの新規雇用	5人以上	+0.2%
		(第3条第1項第1号から第3号までに係る 立地事業が右欄のいずれかに該当)	半導体関連産業	+0.4%		宗介の つの利成権用	10人以上	+0.3%
			ロボット関連産業	+0.4%		県外新規立地		+0.4%
			データセンター	+0.4%				+0.4 %

※ 高度先端分野とは、国等の委託又は補助を受け、先端技術開発に取り組む事業※ 県外新規立地については雇用者数及び給与並びに物流業務に関する要件あり

支援制度の

- 山梨県産業集積促進助成金(市の産業立地事業費助成金との重複可)
- ●地域未来投資促進法に基づく支援措置
- ●本社機能の移転等に伴う優遇制度
- ●その他





